

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	下市町
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.shimoichi.lg.jp/category/6-16-0-0-0.html">http://www.town.shimoichi.lg.jp/category/6-16-0-0-0.html</a>

執行機関名 下市町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	下市町福祉医療費資金貸付要綱に関する医療費の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等医療費・重度心身障害老人等医療費)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		下市町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月下市町条例第17号)別表第1 第5の項 下市町福祉医療費資金貸付要綱に関する医療費の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等医療費・重度心身障害老人等医療費)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	下市町福祉医療費資金貸付要綱 第1条・第1条の2
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。 第1条の2 第1条に規定する福祉医療費助成条例等は、次に定めるものをいう。
⑦独自利用事務の関連規範		下市町福祉医療費資金貸付要綱(平成17年6月下市町要綱第3号)

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	下市町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.shimoichi.lg.jp/category/6-16-0-0-0.html">http://www.town.shimoichi.lg.jp/category/6-16-0-0-0.html</a>

執行機関名 下市町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	下市町福祉医療費資金貸付要綱に関する医療費の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等医療費・重度心身障害老人等医療費)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		下市町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月下市町条例第17号)別表第1 第5の項 下市町福祉医療費資金貸付要綱に関する医療費の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等医療費・重度心身障害老人等医療費)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	下市町福祉医療費資金貸付要綱 第1条・第1条の2
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づき、福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。 第1条の2 第1条に規定する福祉医療費助成条例等は、次に定めるものをいう。 (1) 下市町子ども医療費助成条例(平成25年3月下市町条例第2号。) (2) 下市町心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月下市町条例第1号) (3) 下市町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月下市町条例第12号) (4) 下市町重度心身障害者老人等医療費助成要綱